

令和8年度（2026年度）

豊中市にぎわい事業助成金 募集案内

こんなイベントや事業に助成します

○豊中市域において、まちのにぎわいづくりを行う事業

<申込～交付・事業報告会までの流れ>

募集説明会	2月2日（月）※参加自由
申込募集期間	2月2日（月）～12月1日（火） 予算がなくなり次第、終了します。 ※まずはご相談ください。 06-6858-3201（魅力文化創造課 都市ブランド推進係）
（市）審査（書類審査）	随時
（市）交付・不交付の決定および通知	申込受付から1ヶ月程度で通知いたします。
事業実施	令和9年3月末日まで
実績報告書の提出期限	事業完了後30日以内 （事業完了後、30日を経過する日が令和9年3月31日（水）を超える場合は3月31日（水）まで）
（市）確定額の通知	実績報告後、随時
請求書の提出	確定額の通知後、ご提出ください。
（市）助成金の交付	請求書提出後、随時
（市）事業報告会	令和9年2月予定（状況により延期・中止になる場合があります）

実施済みの事業は対象外です。申込募集開始日以降、事業実施日の2ヶ月前までに必ずお申し込みください。



ホームページはこちら

豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第一庁舎5F）
電話：06-6858-3201/ファックス 06-6858-3864
メール：toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp



■目的

豊中市にぎわい事業助成金は、豊中市域において、来街者を多数呼び込むことによりにぎわいを創出する事業等の充実をとおして、団体・個人の持続・発展の支援、まちの活性化を図ることを目的とします。

■助成の要件

1. 助成対象者（団体・個人）

次の(1)～(4)の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 行政が事務局に参加していないこと。
- (2) 豊中市内に事務所を有する団体又は個人、若しくは豊中市内で活動を行う団体又は個人であること。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体又は個人でないこと。
また、その構成員の統制下にある団体又は個人ではないこと。
- (4) 「豊中市出資法人等見直し指針」に規定する市の出資法人等ではないこと。

※団体の法人格の有無は問いません。

※申込日時点において申込者（代表者）が未成年である場合は、保護者の同意を得たうえでお申し込みください（別途同意書が必要です）。

2. 助成対象事業

次の(1)～(10)の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 上記の助成目的を達成するために、助成対象団体又は個人が広域へ情報を発信し、来街者を呼び込み、にぎわいを創出する事業等であること。
- (2) 営利を目的としない事業等であること。
- (3) 本市の他の制度による助成を受けない事業等であること。
- (4) 令和8年度（2026年度）中に実施する事業等であること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的としない事業等であること。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またこれに反対することを主たる目的としない事業等であること。
- (7) 「公職選挙法」に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またこれらに反対することを目的としない事業等であること。
- (8) 関係法令に適合する事業等であること。
- (9) 助成対象年度内の申込みは、1団体又は個人につき、1事業に限ります。
- (10) 同一事業等に対する助成金の交付は、3回を限度とします。

3. 助成額等

助成対象経費の額	問わない
助 成 率	助成対象経費の2分の1以内
助成額（限度額）	30万円（千円未満切り捨て）

○チケット代収入や広告料収入、本市以外からの助成金、寄附金など、事業等実施に伴う収入の見込み額と助成対象経費の2分の1の合計額が助成対象経費の合計額を上回る場合は、当該上回る額の2分の1の額を助成対象経費の2分の1の額から差し引いた額を助成金の額とする。ただし、交付確定を行う場合は、助成対象経費の2分の1の額に代えて、交付決定額を用いる。

※助成金額は「助成金額算出シート」を用いて算出してください。

※助成対象経費の2分の1の額は30万円を上限とする。

○交付決定額は、内容を審査したうえ、交付申込額より減額することがあります。

○実際に交付される助成額は、事業等実施後の実績報告書及び決算書・領収書等から算出し、交付決定額を上限として確定します。

【例】助成対象経費600,000円（助成対象経費の2分の1：300,000円）のケース

収入	収入+助成対象経費の2分の1	助成額
0円～300,000円	300,000円～600,000円	300,000円
600,000円	900,000円	150,000円
900,000円	1,200,000円	0円

4. 助成対象経費

事業等の実施に直接必要となる以下の経費で、令和8年度中によるものに限り、ただし、会場の予約に必要な前払の使用料など、市長が特に認めた費用についてはこの限りではありません。

経費区分（費目）	内 容
人 件 費	外部スタッフアルバイト料など、事業実施に直接必要な賃金
謝 礼 金	講師・専門的立場の方・出演者への謝礼など
旅 費 交 通 費	出演者等への旅費や滞在費、コインパーキング等駐車場代、高速料金など
消 耗 品 費	材料費、事務用品、コピー代など
広 告 宣 伝 費	チラシ・ポスターなどのデザイン、印刷、ホームページのバナー広告など
手 数 料	クリーニング代、銀行への振込手数料など
通 信 運 搬 費	郵送料、切手代、携帯電話料金、作品運搬費など
保 険 料	事業等実施にかかる保険料など
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等レンタル料、作品借料など
委 託 料	警備や会場設営、ごみ処理を業務依頼する場合など <u>（企画自体の外部委託は認められません）</u>
そ の 他 の 経 費	その他事業等実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの

※次のような経費は対象外となります。

(1)事務所の管理費など運営のための経常経費および役職員の給与など運営のための人件費

※役員（内部）のスタッフアルバイト料などを含む

(2)助成対象事業以外の事業等と共通する経費

(3)販売を目的とする物品にかかる経費

(4)固定資産や備品購入にかかる経費（レンタル等料金より高額なものや、経常的に利用するもの）

(5) 飲食費（打合せ・打ち上げ等にかかる飲食費、スタッフのまかないなど）

※熱中症予防・対策用は除く

(6) 領収書等により団体又は個人の支払いが確認できないもの。

※領収書が出ない交通費（新幹線・航空機・タクシーなど除く）は要相談

(7) 事業変更などに伴うキャンセル料（会場使用キャンセル料など）

(8) 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている申込団体又は個人における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(9) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの。

■申込み

5. 必要な書類等 次の書類等の提出が必要です。

1	豊中市にぎわい事業助成金 交付申込書	様式第1号
2	豊中市にぎわい事業助成金 事業計画書	様式第2号
3	豊中市にぎわい事業助成金 事業予算書	様式第3号
4	豊中市にぎわい事業助成金 消費税等仕入税額控除確認書	様式第4号
5	事業実施場所の地図	様式なし
6	申込団体の役員名簿（役職名・名前・住所・経歴や関わる活動が分かるもの）	
7	申込団体の定款、会則その他これらに類するもの	
8	本人確認ができるもの（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等の写し） 法人においては、上記に加え法人が発行した身分証明書も必要です。	

※本人確認書類としてマイナンバーカードを提出される場合、表面のみコピーしてください。


※その他、必要と認める書類を提出していただくことがあります。

6. 申込募集期間と場所等

(1) 申込募集期間は、令和8年（2026年）2月2日（月）から12月1日（火）（**郵送必着**）です。
事業実施日の2ヶ月前までに必ずお申し込みください。

※随時審査を行い、予算がなくなり次第募集を終了します。

(2) 申込みは①～④の方法でご提出ください。

①郵送	〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所 魅力文化創造課 都市ブランド推進係 「豊中市にぎわい事業助成金」担当あて
②直接持参	豊中市役所 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係 (豊中市役所第一庁舎5階、平日：月～金（8時45分～17時15分）)
③電子メール	魅力文化創造課 都市ブランド推進係 あて (アドレス： toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp)
④電子申込	 市の電子申込システム https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10757

(3) 申込みの前に必ず魅力文化創造課 都市ブランド推進係までご連絡ください。また、申込書の書き方など、ご不明な点がございましたら魅力文化創造課 都市ブランド推進係にご相談ください。

○お問合せ：電話 06-6858-3201（豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係）

■ 審査

7. 審査（書類審査）

○審査は、申込書類をもとに豊中市にぎわい事業助成金審査委員会が行います。

○申込書類には、以下の審査基準の4項目（公益性・実現可能性・自立発展性・地域貢献性）について審査しますので、各項目を盛り込んだ内容としてください。

○結果は、郵送で通知いたします。

◆ 審査基準

項目	配点	内容
公益性	25点	<p>○事業の目的内容が本助成制度の趣旨に適合しているか</p> <p>○誰もが参加でき、地域のにぎわいつくりをめざすものか</p> <p>○多くの地域住民が賛同できる事業内容か</p> <p><解説></p> <p>会員相互の親睦・交流や趣味にとどまらず、より多くの人たちが参加でき、豊中市域内におけるまちの活性化につながる取り組みであるかを確認する項目です。</p>
実現可能性	25点	<p>○資金計画に無理がないか</p> <p>○実施体制は整っているか</p> <p>○事業内容と事業目的が合っているか</p> <p>○事業実施に必要な知識・経験があるか</p> <p><解説></p> <p>その事業を計画どおりに実施することができるか、その事業を実施することで目的を達成することができるかを確認する項目です。</p>
自立発展性	25点	<p>○助成金以外に積極的な資金確保にとりくんでいるか</p> <p>○助成終了後も、自主的・自立的に事業を実施する体制をもっているか</p> <p>○他団体又は個人との協力・連携による事業の発展が見込めるか</p> <p>○本助成金の交付確定を受けた実績のある事業等については、前回の事業実施時の課題が明確であるか。またその改善策があるか。</p> <p><解説></p> <p>この助成金は、事業を軌道に乗せていく段階の一時的な支援制度です。助成を終了してからも、自立して事業を継続し、発展させていくためには、会費や事業収益（参加費を徴収するなど）、寄付金などの収入確保の取組みが欠かせません。また、さまざまな団体又は個人と協力・連携することにより、より効果的に事業を実施することができます。このような自立・発展に向けての工夫や計画があるかを確認する項目です。</p>
地域貢献性	25点	<p>○地域住民と一体となった取り組みか</p> <p>○より多くの市民を巻き込み豊中市域の機運醸成につながるものか</p> <p>○他地区のモデルとなる事業か</p> <p><解説></p> <p>事業を実施することで、助成金制度が豊中市域の活性化につながるかを確認する項目です。</p>

※採点結果が得点率 50%未満の場合は、不交付とします。

■交付決定

8. 交付の決定と通知

○審査後、助成金の交付・不交付をする場合は交付額を決定し、申込団体又は個人に文書で通知します。

○交付決定にあたり、条件をつける場合があります。

◆市からの通知文書

1	豊中市にぎわい事業助成金 交付決定通知書	様式第5号
2	豊中市にぎわい事業助成金 不交付決定通知書	様式第6号

9. 申込みの取り下げ

○交付決定通知を受けた団体又は個人は、その内容（交付決定額や交付条件など）に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、次の書類等を市長に提出することで、申込を取り下げることができます。

○市は、取下げの申込みを受理し、文書で通知します。

◆取下げに必要な書類

1	豊中市にぎわい事業助成金 取下げ申込書	様式第7号
---	---------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市にぎわい事業助成金 取下げ受理通知書	様式第8号
---	-----------------------	-------

■事業の実施

10. 事業の実施

○交付決定を受けた団体（以下、「交付決定団体」という。）又は個人は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類（領収書、レシート等）を常に整備し、助成対象年度の翌年度以降10年度の間保存してください。紛失や宛名がないなどの不備がある場合は、助成対象経費と認められないことがあります。

○市は、助成金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、交付決定団体又は個人に対して助言や点検（検査）をすることがあります。

○事業実施に係るチラシなどの配布物に関して、市有施設への配布はご相談ください。

※市内学校等への配布は交付決定団体又は個人でご対応ください。

11. 事業計画の変更

○原則、計画どおりに実施していただきますが、やむを得ず、申込事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市にご相談ください。

○市に相談後、変更の手続をする場合は、必要書類をご提出ください。

○市は計画等の変更について認めるかどうかを決定し、交付決定団体又は個人に文書で通知します。

◆事業計画等の変更に必要な書類

1	豊中市にぎわい事業助成金 事業変更申込書	様式第9号
---	----------------------	-------

◆市からの通知文書

1	豊中市にぎわい事業助成金 事業変更決定通知書	様式第10号
---	------------------------	--------

■事業実施後

12. 事業の実績報告

○交付決定団体又は個人は、助成事業の完了後 30 日以内に、市に実績報告書類をご提出ください。
ただし、30日を経過する日が令和9年3月31日（水）を越える場合は、3月31日（水）までが提出期限となります。

○市は、実績報告書類等に基づき、助成対象経費等について精査します。

○事業実施後、余剰金が発生した場合、助成金が減額されます。

○助成の金額を確定し、交付決定団体又は個人に文書で通知します。

◆実績報告に必要な書類

1	豊中市にぎわい事業助成金 実績報告書	様式第 12 号
2	豊中市にぎわい事業助成金 事業決算書	様式第 13 号
3	豊中市にぎわい事業助成金 事業出納簿 ※収入及び支出を費目ごとに分け、発生順に記載した帳簿	様式第 14 号
4	領収書の原本と写し、またはスキャンデータ： 交付決定団体又は個人が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前・住所が記載され、領収者の押印があるもの ※原本は、写し（スキャンデータ）と照合後に返却します。 ※出納簿と領収書は番号を付けて対応するように作成してください。	様式なし
5	収入を示す書類：寄附金受領証明書の控えなど	

◆市からの通知文書

1	豊中市にぎわい事業助成金 交付額確定通知書	様式第 15 号
---	-----------------------	----------

13. 助成金の交付請求

○交付決定団体又は個人は、交付額の確定通知書を受けた後に、速やかに市に助成金の交付を請求してください。

◆請求に必要な書類

1	豊中市にぎわい事業助成金 交付請求書	様式第 16 号
---	--------------------	----------

14. 事業報告会への出席

事業の振り返りと参加者同士の交流を図るため、交付決定団体の代表者等又は個人は、本市が行う事業報告会に出席して事業の実施報告を行ってください。（状況により延期する場合があります）

15. 交付の取消し、助成金の返還

事情の変更により特別の必要が生じたとき又は交付決定団体又は個人が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、若しくは決定の内容やこれに付した条件の変更並びに助成金の返還を求めることがあります。

- (1) 助成金を当該助成対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 交付決定の内容、決定に付した条件等に違反したとき
- (3) 助成金の全部または一部を使用しなかったとき
- (4) 当該交付決定事業において、偽りその他不正な行為があったと認められたとき
- (5) 実績報告書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でない判断したとき
- (6) その他特別の必要が生じたとき



ホームページはこちら

豊中市 都市活力部 魅力文化創造課 都市ブランド推進係
〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 (豊中市役所第一庁舎5階)
電話 06-6858-3201 / ファクス 06-6858-3864
電子メール toshikatsuryoku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp>